

化学物質の自律的管理 労働安全衛生法関連法令の改正

市場正良*

佐賀大学医学部社会医学講座 〒849-8501 佐賀市鍋島5-1-1

Self-Directive Management of Chemical Substances
Revision of Laws and Regulations Related to the Occupational Health and
Safety Law

Masayoshi ICHIBA*

Department of Environmental and Social Medicine, Faculty of Medicine, Saga University,
Nabeshima5-1-1, Saga 849-8501, Japan**Key words:** 労働安全衛生 (Occupational Health and Safety), 自律的管理 (Self-directive Management), リスクアセスメント (Risk Assessment)

1. はじめに

私の専門である産業医学の領域での最近の大きな話題は、職場での化学物質管理の考え方が、大きく変換しつつあることである¹⁾。2023年から24年にかけて、労働安全衛生法関連法令の改正により、従来の法令順守型の管理から、自律的管理型へとなる。職域において、化学物質管理に関わっている衛生管理者、作業主任者や産業医は、これまで以上に化学物質の基礎知識を強化しなければならない。製造業だけでなく、化学物質を扱う全ての業種が対象となっているので、販売、サービス業でも化学物質に関する知識を持たなければならない。大学等の教育機関は、研究室での化学物質管理は当然対象となるが、学生に化学物質管理の基礎知識を教育して社会に送り出す役目があると考えられる。

2. 化学物質の自律的管理とは

見直しの背景として、近年、化学物質による労働災害のうち、法規制以外の物質による労働災害が大きな比重を占めてきていることがある。事業場の化学物質管理は、まず法規制を調べ、これを守ることに比重がおかれていた。行政は、労働災害が発生す

ると、その原因となった物質を新たに法令に追加し、事業場は追加された物質について新たな取り組みを開始するという流れであった。これでは、いつまで経っても後追いであり、事業場の対応は行政頼みとなり、真の災害予防とはならない。そこで、今回、法規制以外の物質に関しては、行政主導でなく、事業場が自ら使用する化学物質のリスクアセスメントを行い、リスクに応じた管理をする仕組みに代わることとなった (Fig. 1)。図に示すように、これまでの△ (三角) 型の管理から、□ (四角) 型の管理に移行する。従来は、行政が、流通している化学物質の中から、管理すべきレベルに応じて少数の規制対象物質を決めていた。だから、△となる。これからは、使用している全ての化学物質から各事業場がリスクに応じて管理を強化すべき物質を選択することとなる。

これまでは、行政も事業場も、化学物質の管理はそれが法規制対象物かどうか重要であり、法規制か？作業環境測定や健診をしているか？で管理できた。これからは、リスクが高い作業は何か？どう管理しているか？その管理で問題ないと思える根拠を示せ、というような管理になる。これまでは、事業

*Corresponding author (責任著者) E-mail: ichiba@cc.saga-u.ac.jp, Tel: 0952-34-2289

受付日: 2023年10月13日 (Received: 13 October 2023)

受理日: 2023年10月16日 (Accepted: 16 October 2023)

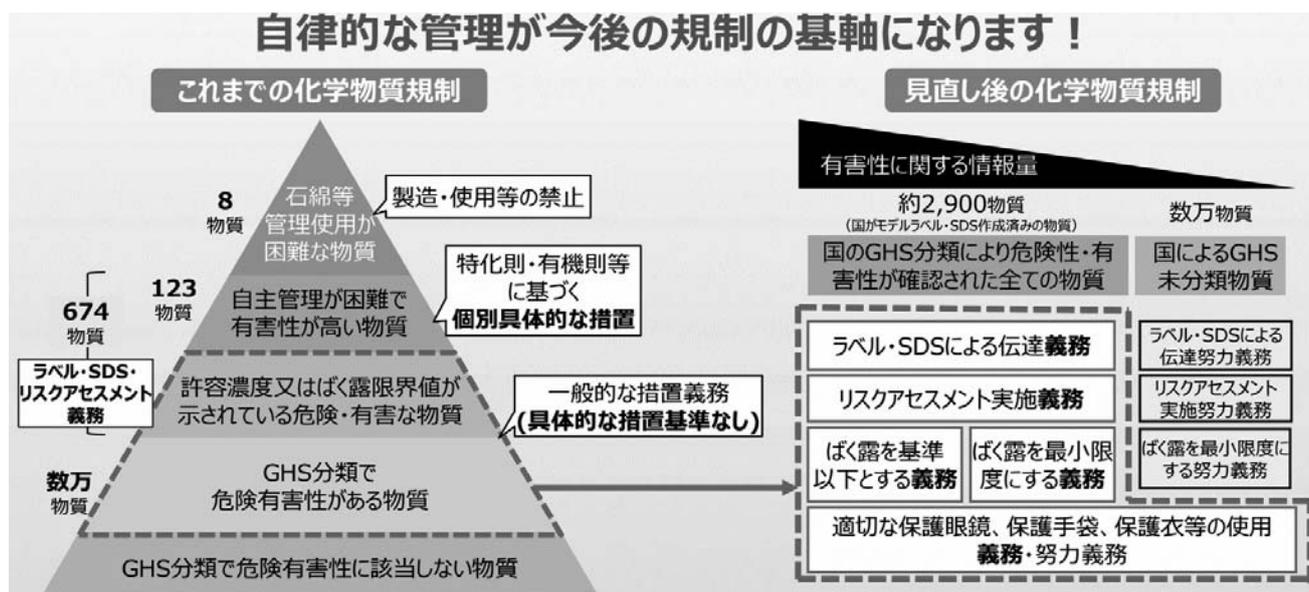


Fig.1 Revision of laws and regulations related to the Occupational Health and Safety Law.

者は法規制以外の物質に関する責任は問われなかったかもしれないが、これからは全ての物質についての責任が伴うであろう。

管理すべきかどうか、どのような管理をすべきかは、化学物質リスクアセスメントの結果による。リスクアセスメントを実施すること自体はすでに2016年に義務化されている。今回の改正は、対象物質が増えることが大きい。これまでの800物質弱から、3,000物質程度に今後拡張される。SDS（安全データシート）があるものは対象と考えればよい。事業場の義務は、まず運用のための管理者を決めなければならないこと、有害性のラベル表示の強化、リスクアセスメントの結果で行うべき措置等が定められている。また、新たな指標としては、濃度基準値が公表される。事業者は、リスクアセスメント対象物を製造又は取扱業務を行う屋内作業場では、従事する労働者が当該物質にばく露される程度を、濃度基準値以下としなければならない。

リスクアセスメントの方法としては、クリエイトシンプルが推奨されている²⁾。Excelファイルとして公開されており、対象物質名がわかれば、作業条件を入力するだけの簡単な仕組みであり、濃度基準値と比較できる推定ばく露レベルも計算される。

3. 教育研究機関で考えること

大学等の教育研究機関において労働安全衛生法の対応はどのような現状であろうか。特に国立大学に

おいては、独法化以前は、そもそも労働安全衛生法の対象ではなかった。独法化後、労働安全衛生法対応が始まったが、大学ごとでその取り組みの強弱はあろう。法律では労働者が対象となっているので、厳密には学生は対象ではない。しかしながら、大学は教育機関である。化学物質に関する教育を学生に行い、社会に供給するのが大学の義務である。化学物質管理の基礎知識を持った人材を排出することによって世の中の管理が進展して行くはずだ。よって大学の役割は重要である。文系の学生も、メーカーの営業や管理業務に就くので、化学物質に関する知識は必要とされる。

労働安全衛生法では、化学物質を使用する場合、作業主任者をおくことが必須となっている。有機溶剤や発がん物質等の特定化学物質が対象となる。基本的に使用する全ての業種が対象となるが、例外として研究業務は免除されている。作業主任者の資格を取るためには12時間の講習を受ける。内容は健康管理4時間、作業環境管理4時間、作業管理2時間、法令2時間である。もし大学での研究業務も必須であれば、これらの安全衛生管理に関する基礎知識を持った教員が多数存在するわけであるが、現実はそのようではない。作業主任者は、受験の要件は特にないので学生でも受けることができる。

学生は、実験室で扱う化学試薬のSDSには目を通してほしい。そして試薬の合成により小分けしたボトル類にもGHSのマークを貼り付けるということも

習慣づけたい。保護具に関しては防毒マスクが必要な実験もあるかもしれないが、多くはドラフト内で行われるはずであるので、むしろマスクよりも保護メガネの着用が重要と考えられる。高濃度のガスや蒸気を吸入することよりも、小さな滴が飛び散ったりすることの可能性が高いと考えられる。薬品を扱う時には保護メガネをするのが当然ということになっていけばいい。

また、リスクアセスメントの方法としてクリエイティブな方法をぜひ試して欲しい。学生一人一人が自ら行うことが重要と考える。リスクが高ければ何が問題か考えていくことが重要だろう。また実験室の気中濃度を自ら測定しようという考えを持たせるような動機付けが必要である。分析化学の研究室であればGCMS等を利用して精密な測定をすることは可

能である。また分析が専門でない研究室でも検知管等を使えば誰でも簡単に測定できる。学生が危険と感じれば測定してみようという考えを持たせることが重要である。どのように測定できるかということ調べることも教育の一環ではないであろうか。

教育機関の化学物質管理に関して、改めて考えるきっかけになれば幸いである。

引用文献

- 1) 厚生労働省: 労働安全衛生法の新たな化学物質規制労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要, <https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000945523.pdf>
- 2) 職場の安全サイト: https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html